

風しん対策事業 対応フローチャート

以下のフローに従って、風しん対策事業の対象になるかご確認ください。

川崎市在住で以下のいずれかに該当する

- ① 妊娠を希望する女性
- ② 妊娠を希望する女性のパートナー
- ③ 妊婦のパートナー
- ④ 昭和34年4月2日から平成元年4月1日生まれの男性

はい ↓

風しんにかかったことがあり、
風しんと診断された記録がある

はい →

いいえ ↓

過去に本事業を利用して
抗体検査を受け、抗体価が十分にあった(※)

はい →

いいえ ↓

過去に本事業を利用して
予防接種を受けたことがある(※)

はい →

いいえ ↓

※ご自身で分からない場合は
医療機関にご確認ください。

いいえ ↓

事業
対象外

風しん対策事業 対象者

以下のいずれかの抗体検査結果を持っている (平成26年4月1日以降のもの)

- 妊婦健診で抗体価が十分でなかった結果
- 本事業を利用し抗体価が十分でなかった結果
- 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で抗体価が十分でなかった結果

はい ↓

抗体検査なしで
予防接種を受けられます。

いいえ ↓

抗体検査 (無料)

抗体がない

抗体価が十分でない

抗体価が
十分である

予防接種 (自己負担3,200円)

予防接種
対象外

- 「川崎市風しん対策事業」では抗体検査と予防接種は、必ず同一の医療機関*でお受けください。
※「S37.4.2～S54.4.1生まれの男性の検査結果」(「風しん追加的対策」を含む。)
又は「妊婦健診の検査結果」で接種を行う場合に限り、検査と接種の実施場所が別でも可能です。
- 女性の場合、妊娠中の方は予防接種できません。
- 接種後2か月間は避妊をする必要があります。